

佐賀県告示第二百四十四号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月九日

佐賀県知事 古川 康

第一条の次に次の一条を加える。

（定義）

第一条の二 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二 役員等 次に掲げる者をいう。

イ 法人にあつては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者

ロ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者

ハ 個人にあつては、その者及び営業所を代表する者

三 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

一 暴力団

二 役員等が次のいずれかに該当する者

イ 暴力団員

- ロ 暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ホ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ヘ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - 三 前号イからへまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
- 第四条第二項に次のただし書を加える。
- ただし、知事が特に認めた場合は、第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第四条第二項に次の一号を加える。

- 三 第二条第五項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

別表中「無施主体」を「事業主体」に改め、同表の第一号の公的森林整備推

	「	イ	樹下植栽	イ	樹下植栽等
		ウ	保育（植栽型）	ウ	長期育成循環改良
		エ	保育（天然更新型）	エ	保育（植栽型）
		オ	長期育成循環作業道	オ	保育（天然更新型）
				カ	長期育成循環作業道
					」
	「	イ	樹下植栽	イ	樹下植栽等
		ウ	保育（植栽型）	ウ	長期育成循環改良
		エ	保育（天然更新型）	エ	保育（植栽型）
		オ	長期育成循環作業道	オ	保育（天然更新型）
				カ	長期育成循環作業道
					」
	「	イ	樹下植栽	イ	樹下植栽等
		ウ	保育（植栽型）	ウ	長期育成循環改良
		エ	保育（天然更新型）	エ	保育（植栽型）
		オ	長期育成循環作業道	オ	保育（天然更新型）
				カ	長期育成循環作業道
					」
	「	イ	樹下植栽	イ	樹下植栽等
		ウ	保育（植栽型）	ウ	長期育成循環改良
		エ	保育（天然更新型）	エ	保育（植栽型）
		オ	長期育成循環作業道	オ	保育（天然更新型）
				カ	長期育成循環作業道
					」

「ウ 林床保全整備」<sup>イ</sup> 「ウ 林床保全整備」<sup>ロ</sup>  
 「ウ 荒廃竹林整備」<sup>ハ</sup>

<p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に規定する団体、同令第11条第8号に規定する団体、森林施業計画の認定を受けた者及び市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ha（生産森林組合が事業主体である場合は3ha、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる団体が事業主体である場合は0.5ha（特定間伐等促進計画に基づき間</p>
---	---

イ

」

<p>地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人又は一般財団法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。）森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる団体、同令第11条第8号に掲げる団体、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ(1)のア、ウ、オ及び(2)以外のものにあつては、1事業主体による施行地の面積の合計が4ha（生産森林組合が事業主体である場合は3ha、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者及び森林法施行令第11条第7号に掲げる団体が事業主体である場合は0.5ha（特定間伐等促進計画に基づき間</p>
---	---

」<sup>ハ</sup>

<p>に規定する特定間伐等促進計画（以下この表において「特定間伐等促進計画」という。）に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ha以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）</p>	<p>伐等を実施する場合は0.1ha）並びに特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ha以上の間伐等を受託して実施する者に限る。）が事業主体である場合は0.1ha)以上</p>
--	---

」

同表の第二号の註の森整備事業の市民参加型整備の市民主体タイプの項中「除く。」や「除く。）及び森林法施行令第11条第7号に掲げる団体」に改め、回中の註の森整備事業の民生主体共生林整備の項中「森林整備法人」や「森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる団体」に改め、回中の第三号の条全松林緊急保護整備事業の保全松林健全化整備の項中「(2) 衛生伐作業道」や

「(2) 衛生伐作業道  
(3) 荒廃竹林整備」に改め、回中の保全松林緊急保護整備事業の松林保護整

「(3) 付帯施設等整備  
林整備の項中  
鳥獣害防止施設等整備」  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」

「(3) 付帯施設等整備  
に改め、回中の特定森林造成事業の特定林地改定の項中  
鳥獣害防止施設

「(3) 付帯施設等整備  
等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」  
や  
「(3) 付帯施設等整備  
鳥獣害防止施設等整備」

の耕作放棄地等森林復元の項中「流域育成林整備事業(2)」や「流域育成林整

「ウ」 生育環境補完整備」  
生育環境補完整備」  
生育環境補完整備」  
生育環境補完整備」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」  
「イ」 保育（植栽型）」

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定により提出されている補助金交付申請書は、改正後の要綱の規定により提出された補助金交付申請書とみなす。